

建築物省エネ法 認定手数料

【適合証または住宅性能評価書※の添付有】

※登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関による技術的審査の適合証又は住宅の品質確保等に関する法律の設計住宅性能評価書(断熱性能等級4および一次エネルギー消費量等級5に適合したものに限り)

●エネルギー消費性能向上計画の認定(容積率緩和)

●エネルギー消費性能の認定(表示認定)

(単位:円)

用途	床面積等		認定申請手数料	変更認定申請手数料
住宅	一戸建ての住宅		5,000	2,500
	上記以外	～ 300㎡未満	11,000	5,500
		300㎡以上～ 2,000㎡未満	23,000	11,500
		2,000㎡以上～ 5,000㎡未満	52,000	26,000
		5,000㎡以上～	94,000	47,000
非住宅	～ 300㎡未満		11,000	5,500
	300㎡以上～ 1,000㎡未満		19,000	9,500
	1,000㎡以上～ 2,000㎡未満		31,000	15,500
	2,000㎡以上～ 5,000㎡未満		94,000	47,000
	5,000㎡以上～ 10,000㎡未満		149,000	74,500
	10,000㎡以上～ 25,000㎡未満		188,000	94,000
	25,000㎡以上～		235,000	117,500

※住宅部分と非住宅部分を有する複合建築物の場合は、それぞれの部分の床面積の合計による手数料を合算してください。

(例)住宅部分500㎡+非住宅部分500㎡=23,000+19,000=42,000(円)